

令和6年度大学入学者選抜実施要項(令和5年6月2日)に関するQ&A

令和5年7月24日
文部科学省高等教育局
大学教育・入試課大学入試室

第3 入試方法

- Q1 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験生の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。..... 4
- Q2 「多様な背景を持った者を対象とする選抜」について、どういった意図で記載されているのか。また、実施する場合、どのようなことに気をつけるとよいか。..... 4
- Q3 「多様な背景を持った者を対象とする選抜」については、試験期日、入学願書受付期間、合格者の決定発表の時期等が定められていないが、大学において適宜定めてもよいのか。.... 5

第4 試験期日等

- Q4 コロナ前の形に戻すこととしながら、共通テストの追試験日程を本試験の2週間後に維持するのはなぜか。令和7年度試験においても同様に2週間後の追試験を維持するのか。..... 5

第5 調査書

- Q5 実施要項第5の2(2)について、「新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって、合否判定に当たり、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。」こととされているが、「記載が少ないこと等」の「等」には、新型コロナウイルス感染症の影響による出席停止等も含まれていると理解してよいか。..... 5
- Q6 「調査書記入上の注意事項等について」において、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について、調査書の「出欠の記録」の「備考」の欄に記載することとなっているため、評価対象としてよいか。..... 6

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

- Q7 第7の1に定められている「入学者選抜に関する基本的な事項」発表後において、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、変更してはならないこととされている「受験者に不利益を与える恐れのある変更」とは具体的にどのような変更か。..... 6

第9 出願資格

- Q8 大学に入学を出願することのできる者の根拠規定として、学校教育法第90条の規定に加え、なぜ下位規則である学校教育法施行規則第150条及び第154条の規定を明記しているのか。..... 7
- Q9 専修学校高等課程の修了者は全て出願資格を有するのか。..... 7

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮関係	7
Q10 健康状況について、原則として入学者選抜の判定資料としないものとしているが、健康状況の影響を受けている可能性がある調査書の出欠欄の記載を判定の材料として活用することは可能か。.....	7
4 入学者選抜の公平性・公正性の確保関係	8
Q11 例えば、面接の待機中における試験室での電子機器の使用等、実施要項に例示されていない行為も、大学の判断で不正行為に該当する行為としてもよいか。.....	8
6 災害等の不測の事態への対応関係	8
Q12 危機事象発生時のマニュアル等の作成や見直しに当たり、警察や消防へ相談することとした意図はなにか。.....	8
Q13 大学として危機事象発生時の対策マニュアルが整備されている場合でも、入試に特化したマニュアルの作成が必要か。.....	8
7 感染症対策関係	8
Q14 「個人や事業者による自主的な感染対策に取り組む」観点から、大学独自で試験当日におけるマスク着用の義務付けについて定めることは可能か。.....	8
Q15 新型コロナウイルス感染症等の感染症に罹患した者からその旨申出があり、受験したいと言った場合、どういった対応が考えられるか。.....	8
Q16 試験当日に、明らかに新型コロナウイルス感染症等の感染症に罹患した症状が出ている者が受験したいと申し出た場合に受験を拒否することは出来るか。.....	9
Q17 新型コロナウイルス等のワクチン接種の有無を受験要件にしても良いか。.....	9
Q18 大学の判断で新型コロナウイルス等のワクチン接種者と未接種者の試験室を分けて試験を実施しても良いか。.....	9
Q19 受験生と接触する可能性のある試験監督者等に新型コロナワクチン等の接種を推奨してもよいか。.....	9
Q20 一般的な感染症対策として想定しているものはあるか。.....	9
11 その他関係	10
Q21 第 13 の 11(2)において、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を明記したのはなぜか。.....	10
その他	
Q22 大学の判断において、共通テストを利用しない一般選抜で追試験を設定し、共通テストと入学者本人の記載する資料を組み合わせで選抜することを検討しているが、そのことを共通テストの出願期間後に公表しても問題ないか。.....	10
Q23 大学の判断において追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。.....	10
Q24 大学の判断において別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。.....	10

Q25 本試験で個別学力検査を実施している場合において、大学の判断において設定する追試験では個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。..... 11

別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について

Q26 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。..... 11

Q27 各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。..... 11

Q28 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。..... 11

Q29 調査書の印刷の出力形式について、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、大学に提出して構わないか。..... 11

Q30 Q29 について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する場合も大学に確認が必要なのか。..... 12

Q31 平成 31 年4月1日より、高等学校等では従来の「総合的な学習の時間」に代わり、新高等学校学習指導要領による「総合的な探究の時間」が先行実施されていることから、本年6月2日付けで周知されている実施要項の別紙様式1の調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所は、「総合的な探究の時間」としてもよいか。..... 12

Q32 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。12

Q33 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、該当する欄はどのように取り扱えばよいか。また、他の「出席しなければならない日数」等も同様に記載しなくてよいのか。..... 13

Q34 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、全ての学年について記載しないということか。..... 13

Q35 指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記録の作成が求められる前(令和3年4月1日以前)から、オンラインを活用した学習指導を実施していたが、指導要録上の記録はしていなかった。この場合、当該日数は調査書に記載しなくてもよいか。..... 13

Q36 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。..... 13

Q37 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。..... 13

第3 入試方法

Q1 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験生の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。

A 令和6年度大学入学者選抜実施要項(以下「実施要項」という。)において、学校長の推薦がなければ受験できない学校推薦型選抜は、学部等募集単位ごとに入学定員の5割を超えないこととされていますが、公募型の総合型選抜については、募集人員に関する制約はありませんので、それを踏まえ、各大学において学校推薦型選抜と総合型選抜の募集人員の設定をご検討ください。

Q2 「多様な背景を持った者を対象とする選抜」について、どういった意図で記載されているのか。また、実施する場合、どのようなことに気をつけるとよいか。

A 例えば理工系分野の女子など、「多様な背景を持った者を対象とする選抜」は、多様性を生かすキャンパスの実現のために、多様な背景を持った者を対象とした選抜が行われることを期待して設定したものです。

そうした選抜を実施するかどうかは各大学がアドミッション・ポリシーに基づき判断するものと考えていますが、実施する場合には、以下のような点に留意すべきと考えます。

①選抜の趣旨や方法について社会に対して合理的な説明ができること

【検討の観点例】

特別選抜の設定を検討する分野(学科、コース等)ごとに、以下を整理。

(1)当該分野において、特定の属性の入学者が過少であるとする理由や背景をどのように分析しているか

(2)当該特定の属性の受験者が、特にどのような能力等を入学後に発揮してほしいと期待しているのか

(3)現行の選抜方法や評価尺度と比べ、どのような違いを持たせるのか。また、それらが(2)の能力等を適切に評価できるものとなっているのか

②形式的公平性の観点から選抜区分(枠)を分けて実施すること

同一選抜区分においては、公平な条件での実施が不可欠であるため、特定の属性により取扱いの差異を設ける場合は、原則として選抜区分(枠)を分けて実施する必要がある。

なお、具体的な対象者等については、令和3年7月に取りまとめられた「大学入試のあり方に関する検討会議」の提言の巻末資料である多様な背景を持った学生に対する特別選抜の実施例のほか、大学入学者選抜における好事例集等もご参考ください。

(参考)

大学入学者選抜のあり方に関する検討会議提言

https://www.mext.go.jp/content/20210707-mxt_daigakuc02-000016687_8.pdf

令和4年度大学入学者選抜における好事例集

https://www.mext.go.jp/content/20230525-mxt_daigakuc02-000005144_001.pdf

Q3 「多様な背景を持った者を対象とする選抜」については、試験期日、入学願書受付期間、合格者の決定発表の時期等が定められていないが、大学において適宜定めてもよいのか。

A 「多様な背景を持った者を対象とする選抜」の試験期日、入学願書受付期間、合格者の決定発表の時期等については、選抜の方法が一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜に準じるものであることから、具体的な選抜の方法に応じて、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜と同様の日程で実施されることを想定しています。

なお、令和7年度大学入学者選抜実施要項の予告(令和3年7月高等教育局長通知)において通知しているとおり、令和7年度大学入学者選抜から入試方法と各大学が必要に応じて募集する対象者を整理する予定であり、募集・選抜する対象者によっては、試験期日等は適宜大学が定める日程で実施することとする予定です(現在の帰国生徒、社会人、私費外国人、秋季入学志願者等は、引き続き、各大学が適切に判断することとする予定です)。

第4 試験期日等

Q4 コロナ前の形に戻すこととしながら、共通テストの追試験日程を本試験の2週間後に維持するのはなぜか。令和7年度試験においても同様に2週間後の追試験を維持するのか。

A コロナ禍における共通テストの追試験日程について、受験生や社会に一定程度浸透していると考えられることや、5類移行後の感染状況が見通せない中での受験生の不安等への配慮といった点を総合的に判断し、令和6年度大学入学共通テストにおいては、追試験を本試験の2週間後とすることを維持することとしたものです。

なお、今回の実施要項においては、あくまで令和6年度入学者選抜における取扱いを示しています。令和7年度入試以降の実施日程に関しては、今後の状況も踏まえながら、来年度実施要項の発出に向けて検討してまいります。

第5 調査書

Q5 実施要項第5の2(2)について、「新型コロナウイルス感染症の影響により出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって、合否判定に

当たり、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。」こととされているが、「記載が少ないこと等」の「等」には、新型コロナウイルス感染症の影響による出席停止等も含まれていると理解してよいか。

A 貴見のとおりです。新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う「9. 出欠の記録」欄への記載内容（「出席日数」、「出席停止・忌引き等の日数」、「出席しなければならない日数」等）により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにお願いします。なお、Q33 と 34 についてもご参照ください。

Q6 「調査書記入上の注意事項等について」において、オンラインを活用した特例の授業の参加日数について、調査書の「出欠の記録」の「備考」の欄に記載することとなっているため、評価対象としてよいか。

A オンラインを活用した特例の授業については、各学校や生徒の状況に応じ参加日数が異なることが予想されるため、大学においては、記載の有無によって、特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにするだけでなく、記載されている日数を評価の対象としないようにしてください。

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

Q7 第7の1に定められている「入学者選抜に関する基本的な事項」発表後において、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、変更してはならないこととされている「受験者に不利益を与える恐れのある変更」とは具体的にどのような変更か。

A 具体的には、出題教科・科目の変更や、個別試験を取りやめて共通テストの成績のみで合否判定をするといった変更など、受験生に予見できない不利益を及ぼすものを想定しています。

なお、例えば入学者選抜実施時期における感染症等の流行状況等を踏まえた拡大防止の観点などから、受験生の不利とならない形で行う以下のような変更については、該当しないものと考えていますが、その場合でもホームページ等により早急に広く情報提供に努めるようお願いします。

- ・面接をオンラインで実施
- ・試験時間を短縮、開始時間の変更
- ・実技試験の方法の変更（試験の内容そのものの変更ではなく、実地試験であったものをオンラインによる試験や動画提出とするなどの方法の変更）
- ・試験会場等の変更 等

第9 出願資格

Q8 大学に入学を出願することのできる者の根拠規定として、学校教育法第 90 条の規定に加え、なぜ下位規則である学校教育法施行規則第 150 条及び第 154 条の規定を明記しているのか。

A 大学に入学を出願することのできる者は、Q2の回答のとおり多様であり、理解が不十分なまま、入学志願者の出願が拒否されるようなことがないように、大学に出願できる有資格者の根拠となる規定を補っているものです。出願資格は、入学志願者それぞれの受験機会に大きく関わるものであることから、判断に迷う場合は、大学入試室にご確認ください。

Q9 専修学校高等課程の修了者は全て出願資格を有するのか。

A 大学に入学を出願することのできる者は、文部科学大臣に指定された専修学校高等課程の修了者(大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者を含む。)です。

(参考) 文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/1234679.htm

この他、高等学校等を卒業した者以外の出願資格は以下の URL に掲載されている資格取得者又は取得見込者です。

(参考) 大学入学資格について

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm

第 13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮関係

Q10 健康状況について、原則として入学者選抜の判定資料としないものとしているが、健康状況の影響を受けている可能性がある調査書の出欠欄の記載を判定の材料として活用することは可能か。

A 調査書を活用する際に、合否判定の材料の一つとして出欠欄の記載を活用することを否定するものではありませんが、出席日数の多寡には、本人に帰責されない身体・健康上の理由(病気・事故等^{*})が影響していることも考えられることから、活用する場合には、その活用方法や理由を合理的に説明できるようにするとともに、例えば面接において丁寧な確認を行うなど、単に出席日数が少ない(欠席日数が多い)ことのみをもって合否判定において不利益に取り扱われないことがないよう、配慮をお願いします。

※例えば、新型コロナウイルス感染症のいわゆる罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保関係

Q11 例えば、面接の待機中における試験室での電子機器の使用等、実施要項に例示されていない行為も、大学の判断で不正行為に該当する行為としてもよいか。

A 学内で検討し、入試方法や受験者数など、大学の実情を勘案し、受験生の不正行為を防止するために合理的な理由があるものについては、受験生に求める内容を整理し、その内容を募集要項等において周知してください。

6 災害等の不測の事態への対応関係

Q12 危機事象発生時のマニュアル等の作成や見直しに当たり、警察や消防へ相談することとした意図はなにか。

A マニュアル等の整備・見直しの対象には、警備体制や救助要請等に関する事項も含まれることから、有事の際に迅速に対応するためにも、警察や消防等、緊密な連携が必要と判断する機関へ相談することを想定しており、マニュアルの見直しに当たっては、改めて同機関と相談しつつ進めてください。

Q13 大学として危機事象発生時の対策マニュアルが整備されている場合でも、入試に特化したマニュアルの作成が必要か。

A 大学が様々な活動を行う上で、災害や事件事故が発生した場合に、どのような指揮命令系統の下で対応するかを予め整理されている場合は、必ずしも入試に特化したマニュアルの作成は必要ないと考えます。

7 感染症対策関係

Q14 「個人や事業者による自主的な感染対策に取り組む」観点から、大学独自で試験当日におけるマスク着用の義務付けについて定めることは可能か。

A 試験実施時期における感染状況等を踏まえ、各大学で「マスクの着用を推奨・お願いする」ことは可能と考えます。一方で、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した現在においては、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本としていることから、マスクを着用していない者について受験を拒否することは適切ではないと考えます。

Q15 新型コロナウイルス感染症等の感染症に罹患した者からその旨申出があり、受験したいと言った場合、どういった対応が考えられるか。

A 単に受験不可とするのではなく、公平性・公正性の観点を踏まえつつ、本人の症状や

体調、大学側の会場の状況等を考慮した上で、可能な範囲において、別日程への振替を案内する、別室での受験を認めるなどの措置を取ることが考えられます。

Q16 試験当日に、明らかに新型コロナウイルス感染症等の感染症に罹患した症状が出ている者が受験したいと申し出た場合に受験を拒否することは出来るか。

A 本人の申出により、発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合に、(追試験等の措置を講じている大学においては)追試験による対応等を提示することは考えられます。ただし、追試験を受験することが難しいなど特別な事情がある場合等には、別室での受験を提示することが考えられます。

Q17 新型コロナウイルス等のワクチン接種の有無を受験要件にしても良いか。

A ワクチン接種を受けるかどうかは、あくまで本人の意思に基づくものであることから、ワクチン接種を受験要件とすることは適切ではないと考えます。

Q18 大学の判断で新型コロナウイルス等のワクチン接種者と未接種者の試験室を分けて試験を実施しても良いか。

A ワクチン接種の有無で異なる扱いをすることは、適切ではないと考えます。

Q19 受験生と接触する可能性のある試験監督者等に新型コロナワクチン等の接種を推奨しても良いか。

A 試験場における感染症対策の一環として、試験監督者等に新型コロナワクチン等の接種について協力をお願いすることは可能です。ただし、ワクチンの接種は強制ではなく、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われることや、医学的な事由により接種を受けられない人もいることを念頭に置いて、接種に際し細やかな配慮をお願いします。

(参考) 厚生労働省HP(新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け) 1. 政府の方針 問7)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q1-10

Q20 一般的な感染症対策として想定しているものはあるか。

A 各大学の個別入試における対策としては、新型コロナウイルス感染症のみではなく、その他の一般的な感染症への対策として、各大学の判断において適切な措置を講じていただければと思います。

11 その他関係

Q21 第 13 の 11(2)において、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を明記したのはなぜか。

A 大学に入学を出願することのできる者について、理解が不十分なまま、入学志願者の出願が拒否されるようなことがないようにとの趣旨は Q8と同様です。出願資格は、入学志願者それぞれの受験機会に大きく関わるものであることから、判断に迷う場合は、大学入試室にご確認ください。

その他

Q22 大学の判断において、共通テストを利用しない一般選抜で追試験を設定し、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせで選抜することを検討しているが、そのことを共通テストの出願期間後に公表しても問題ないか。

A 共通テストの利用を予定していない選抜区分の場合、共通テストを受験する予定がない受験生にとっては、共通テストの受験やそのための検定料等の追加的な負担が生じることから、受験生に対し、共通テストの出願開始前(9/25以前)に周知している場合を除き、追試験の選抜資料として共通テストの成績を活用することはできないものと考えます。

なお、共通テストを利用する選抜区分で追試験を実施する場合には、ご質問のような方法で追試験を実施することは可能と考えます。

Q23 大学の判断において追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。

A 追試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも、APを踏まえることはもとより、募集要項等で予め追試験に出題する教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q24 大学の判断において別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。

A 振替日程の試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも、APを踏まえることはもとより、募集要項等で予め振替受験となる場合に受験する試験の教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q25 本試験で個別学力検査を実施している場合において、大学の判断において設定する追試験では個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。

A 各大学のアドミッション・ポリシーのもと、受験生に求める能力や評価しようとする能力を、そうした代替措置で判断できることについて、社会に対し合理的に説明できる場合は可能と考えます。

別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について

Q26 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。

A 別紙様式1の記載事項の順番や枠の配置については変更しないでください。

Q27 各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。

A 調査書の各欄の記載分量については、「調査書記入上の注意事項等について」の1のとおり、枠の大きさや文字の大きさは任意としており、特に制限は設けていません。一方、校務支援システム等において必要な情報が記載出来ない場合は、当該欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付しご対応ください。

Q28 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。

A 調査書が2枚以上となる場合は、高等学校や自治体の公印規則等の規定に従って、適切に対応してください。

規定がない場合は、その真正性について大学が確実に確認出来るように、高等学校において、厳封の上、一綴の資料として大学へ提出してください。

また、高等学校において調査書を作成する際に、資料の落丁、散逸を防止するため、学校長の判断で、様式欄外の各頁に志願者の氏名等を記載することやホッチキス等で綴じることなどの工夫をすることは可能です。

Q29 調査書の印刷の出力形式について、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、大学に提出して構わないか。

A 調査書の枚数は任意としていますが、印刷の出力形式については、提出先の大学に確認した上で、設置者や各高等学校の判断で対応してください。また、調査書の提出を

受ける大学においては、高等学校等からA3用紙による調査書提出について事前確認がない場合でも、A4用紙での再提出などの負担を求めることは避け、提出された調査書を活用してください。なお、実施要項第5の6のとおり、過年度卒業生については、従前の様式による提出が可能です。

Q30 Q29について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する場合も大学に確認が必要なのか。

A Q29 はA3で出力することについてのご質問に対する回答です。「調査書記入上の注意事項等について」の4が原則になりますので、大学への問い合わせは不要です。

Q31 平成31年4月1日より、高等学校等では従来の「総合的な学習の時間」に代わり、新高等学校学習指導要領による「総合的な探究の時間」が先行実施されていることから、本年6月2日付けで周知されている実施要項の別紙様式1の調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所は、「総合的な探究の時間」としてもよいか。

A 修正して構いません。

なお、文部科学省よりお示ししている学習指導要領(平成30年告示)下での高等学校の指導要録(参考様式)は2022年4月1日以降に入学する者から適用することとしておりますが、先行して指導要録において「総合的な探究の時間」と名称を改め記録している高等学校等もありますので、令和3年6月9日付けの事務連絡にて、調査書の「総合的な学習の時間」の欄の記載方法については、以下の取扱いとすることとし、周知していますので、調査書を受け取る大学においては、適切な運用をお願いします。

- ① 指導要録において「総合的な探究の時間」として記録している場合は、調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所にその内容を記載すること。
- ② 調査書に「総合的な学習の時間」と表記されている箇所を、「総合的な探究の時間」に修正しても差し支えないこと。
- ③ 各大学においては、高等学校等から提出される調査書の「総合的な学習の時間」の表記が「総合的な探究の時間」に修正されていても、同一のものとして扱うこと。

Q32 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいか。

A 単に入賞歴を記載する場合であれば、「(5)表彰・顕彰等の記録」に記載すればよいと考えますが、指導要録に記載されている内容に応じて適切な欄に記載してください。

Q33 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、該当する欄はどのように取り扱えばよいか。また、他の「出席しなければならない日数」等も同様に記載しなくてよいのか。

A 記載しないこととしているのは、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」の欄のみです。これらについては欄自体の削除はせず、何も記載せずに空欄としてください。

Q34 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、全ての学年について記載しないということか。

A 一律に「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととしていますので、事由によらず、全ての学年の欄について空欄としてください。ただし、既に記入済みの「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」を改めて空欄にすることで新たな負担が生じる場合には、記入してあってもやむを得ないと考えます。

Q35 指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記録の作成が求められる前（令和3年4月1日以前）から、オンラインを活用した学習指導を実施していたが、指導要録上の記録はしていなかった。この場合、当該日数は調査書に記載しなくてもよいか。

A 調査書には、指導要録に記載されている内容を記載してください。指導要録において、令和3年4月1日以前のオンラインを活用した学習指導の記録を作成していない場合には、調査書にも記載する必要はありません。

なお、指導要録への記録については、以下を御参考ください。

https://www.mext.go.jp/content/2230607-mxt_kyoiku02-100002604_001.pdf

Q36 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。

A 予定どおり参加していれば、その状況を記載することとなっていた大会名等を記載することを想定しています。

Q37 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。

A 各学校の文書規則等に基づき真正性が証明できるようご対応ください。